

水道施策に関する意見聴取会議設置要領

(目的)

第1条 京都水道グランドデザインに基づき、京都府及び水道事業者が水道基盤強化に向けて実施している事業や取組についての確認と評価のため、第三者の視点から意見聴取を行うとともに、府内水道事業の基盤強化及び持続可能な事業のあり方等に向けた、新たな視点からの意見聴取を行うため、水道施策に関する意見聴取会議（以下「会議」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、京都水道グランドデザインの取組状況その他前条の目的を達成するために必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 会議の委員は、学識経験を有する者のほか、適当と認められる者で構成する。

2 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第4条 会議は、公営企画課長が招集する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議及びその他の意見聴取等の運営に必要な事項は、公営企画課長が定める。

附 則

この要領は、令和2年10月20日から施行する。